

## ✚ 貨物概要

三層構造のポリプロピレン製不織布マスクで、鼻あて部分にポリエチレンで被覆した針金を縫い込んだもの。風邪の細菌飛散、花粉吸入防止等のため使用するものであり、N95 マスク（米国国立労働安全衛生研究所の認証を受けたもの）ではない。

## ✚ 分類

関税率表第 6307.90 号－2（統計番号 6307.90-023）のその他の紡織用繊維製品

## ✚ 分類理由

三層の不織布から成るマスクであり、関税率表解説第 63.07 項（23）に規定されている数層の不織布から成る（活性炭で処理しているかは問わない。）ほこり、臭気等を防ぐための顔マスクとして上記のとおり分類されます。

なお、本品は N95 マスクでないことから、6307.90-022 には分類されません。



## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）